



乾杯を
もっとおいしく。

2020年12月17日

NEWS RELEASE

サッポロビール株式会社

最高裁判所の決定に関するお知らせ

サッポロビール（株）は、令和2年（2020年）2月21日付「上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）（以下「旧極ZERO」といいます。）」の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』に関して、国を相手方として上告受理申立てを行っておりましたが、令和2年（2020年）12月15日付で、最高裁判所より、上告不受理の決定がされ、同月16日に決定書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所および年月日

最高裁判所

令和2年（2020年）12月15日

2. 経緯

当社は、旧極ZEROに係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いましたが、その後、改めて、旧極ZEROが「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、当社は平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求める訴訟を提起しました。

平成31年（2019年）2月6日に当社の請求を棄却する第1審判決が言い渡され、当社は、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起し、令和2年（2020年）2月12日に当社の控訴を棄却する判決が言い渡されました。

これを受けまして、当社は、令和2年（2020年）2月21日に上告受理申立てを行っておりましたが、令和2年（2020年）12月15日付で、最高裁判所は上告審として受理しない旨を決定いたしました。

3. 決定の内容

- （1）本件を上告審として受理しない。
- （2）申立費用は申立人の負担とする。

以上